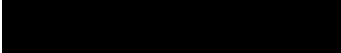


2019年度第2学期末試験問題（筆記試験）

試験科目名	民法基礎 3	教員名	高橋 智也
-------	--------	-----	-------

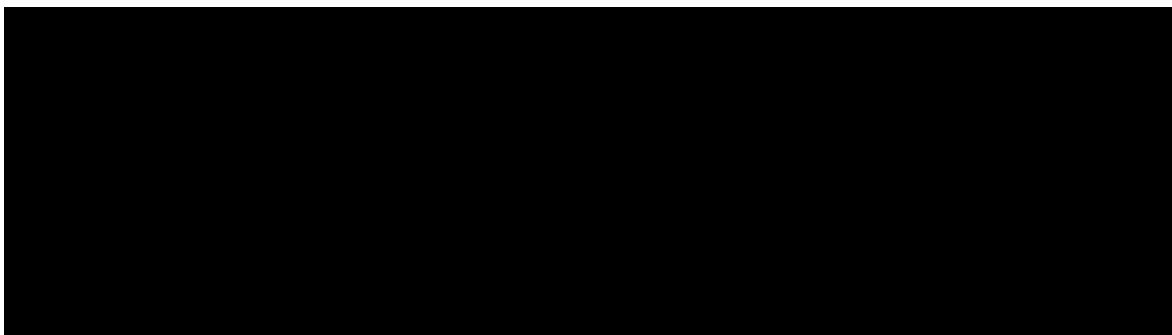
【問題】

次の【事実】を読んで、【設問3】に答えなさい。

I

【事実】

1. Aは、豊中市内に更地甲を所有しているところ、B社から、倉庫所有目的で甲を借り受けたいという申し出を受けた。そこで、Aは、B社の申し出を受けることにし、B社との間で、期間30年、賃料月額20万円の約定で、AがB社に対して甲を賃貸するという内容の契約（以下「本賃貸借契約」という。）を締結した。
2. 本賃貸借契約の締結後、甲はAからB社に引き渡された。B社は、建築会社に対して倉庫の建築を請け負わせ、甲上に倉庫乙が完成した。B社は、乙の建築資金を得る目的でC銀行から融資を受けており、C銀行を債権者とする抵当権を乙に設定することを約していたことから、乙について、B社を所有者とする所有権保存登記を行うとともに、C銀行を債権者とする順位一番の抵当権設定登記がなされた。また、B社は、乙の引渡しを受けた後、自ら製造する商品丙を乙に搬入するなどして、乙の利用を開始した。

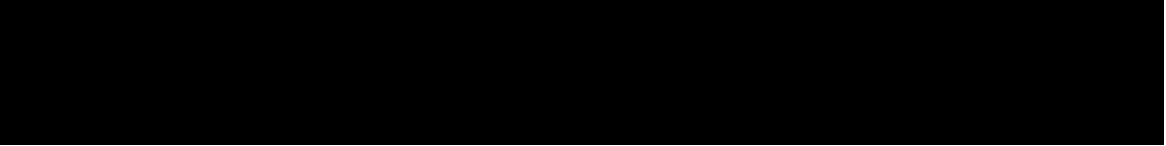


II 【事実】1から2までに加え、以下の【事実】3から4までの経緯があった。

【事実】

3. B社が乙の利用を開始してからしばらくして、B社の業績が悪化し、乙には商品が搬入されなくなった。その結果、乙は空き倉庫同然となったため、B社は、同業のE社に対して乙を売却することにした。そこで、B社は、E社との間で、乙を代金1000万円で売却するという内容の契約（以下「本売買契約」という。）を締結した。なお、本売買契約では、乙の引渡しは契約締結日、代金の支払いは2020年2月3日とされている。

4. B社は、【事実】2.にある、C銀行に対する貸金返還債務を弁済することができなかった。そこで、C銀行は、2020年1月10日、抵当権の物上代位に基づいて、本件売買契約に基づく売買代金債権（以下「本件売買代金債権」という。）を差し押さえ、その差押命令が同月14日にE社のもとに到達した。



Ⅲ 【事実】1から2までに加え、以下の【事実】5から6までの経緯があった。

【事実】

5. B社は、F社との間で、次のような内容の契約を締結した。すなわち、① B社は、毎月月末、丙100個を代金100万円でF社に対して売却する、② B社は、毎月20日、F社の店舗に丙100個を配送する、③ 代金の支払いは丙の引渡しと同時に行う、④ 本契約は、2018年4月1日から2020年3月31日まで効力をもつ、というものである。

6. B社は、2019年12月20日、F社の店舗に丙100個を配送したが、F社は、自社の業績が不振であることを理由に、丙の受領および代金の支払いを拒絶した。また、2020年1月20日においても、F社は、丙の受領および代金の支払いを拒絶した。これにより、B社は、50万円の営業上の損害をこうむった。

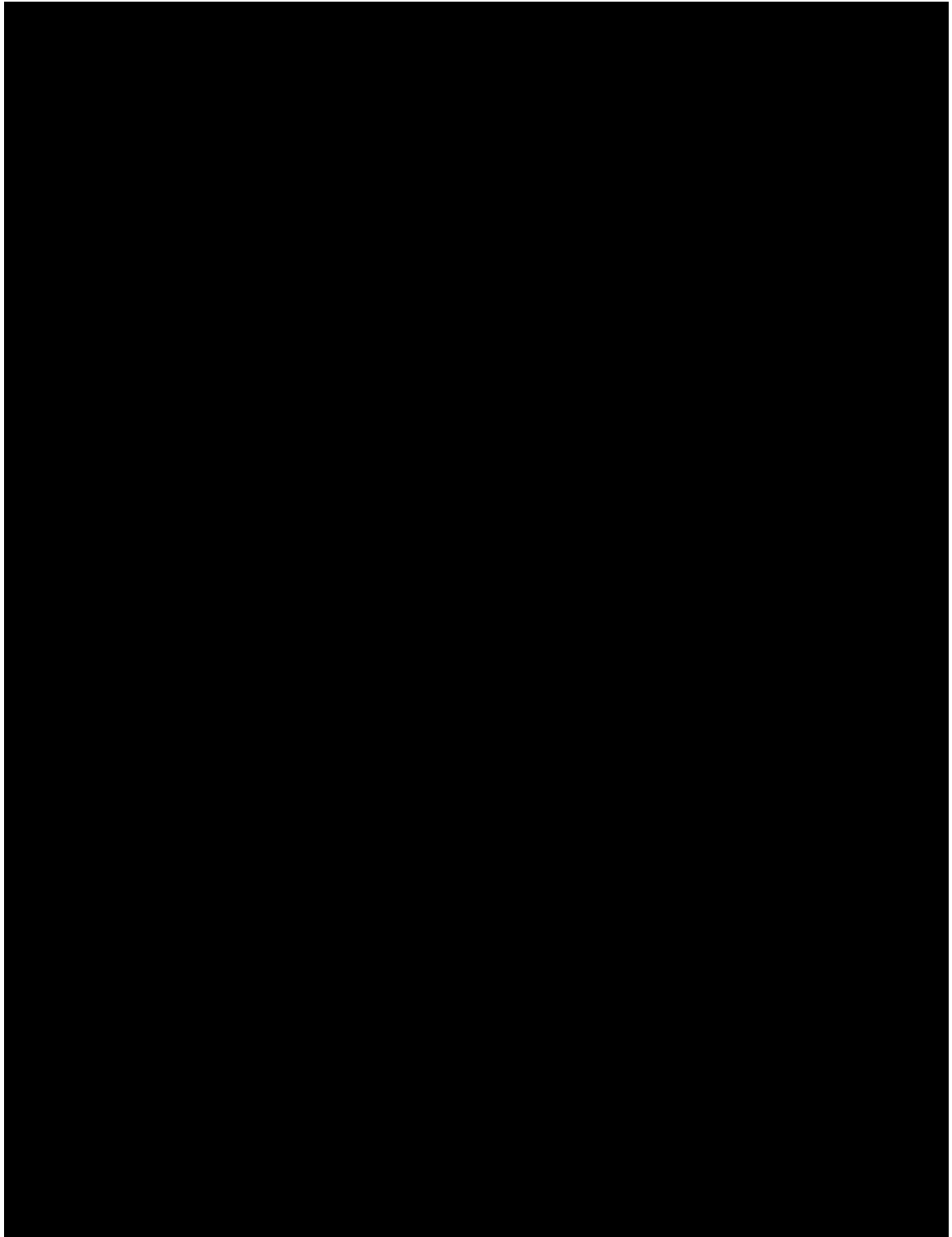
【設問3】

【事実】1.から2.までおよび5.から6.までをもとに、B社は、F社に対して、F社が丙の受領を拒んだことを理由に、50万円の損害賠償請求をすることができるか、理由を付して解答しなさい。
(配点：30点)

2019年度秋冬学期 成績評価に関する講評

○科目名：民法基礎3

○担当教員名：高橋 智也



2－3 〔設問3〕について（30点）

2－3－1 はじめに

本問は、売買契約における買主F社が、売主B社から給付された目的物の受領を拒絶したという事例をもとに、① 債務不履行に基づく損害賠償請求権の法律要件を正しく理解しているか、② B社の請求が認められるか否かは、F社に受領義務が認められるか否かにかかっていることを把握しているか、③ 受領義務の有無という典型論点に関する判例・学説の知識を修得しているか、④ 事実を適切に評価して結論を導き出すことができるか、を試している。

2-3-2 債務不履行に基づく損害賠償請求権（415条）の法律要件（5点）

B社は、「F社が丙の受領を拒んだことを理由に」損害賠償請求をしているわけであるが、かかる場合の訴訟物は、債務不履行に基づく損害賠償請求権であると解されている。そこで、答案においては、その法律要件を正しく挙げなければならない。

2-3-3 問題の所在（5点）

上記で挙げた法律要件のうち、本問の事実関係および設問文からして、「本来債務の発生原因事実」の充足が問題となり得る。というのは、B社は、F社が代金を支払わなかったこと（売買契約における買主の本来的債務）の不履行を理由として損害賠償請求をしているのではなく、「F社が丙の受領を拒んだことを理由に」損害賠償請求をしている。つまり、B社の主張は、F社には受領義務があり、当該の義務に違反したから損害賠償請求権が認められるべきである、ということになるはずである。ところが、かかる受領義務は、法文上明記されていないことから、そもそも当該の義務が認められるのか否か、また、仮に認めるとしても、何を根拠として認められるのか、が問題となる。

2-3-4 受領義務・引取義務の有無（10点）およびあてはめ（5点）

債権者に受領義務ないし引取義務が認められるか否かについては、法定責任説と債務不履行責任説の対立がある。

判例（最判昭和46年12月16日民集25巻9号1472頁〔⇒『百選Ⅱ』55事件〕）は、原則として受領義務を否定しつつ、信義則上受領義務が発生し得ることを認める、という立場を採用していた。従って、判例の立場に立つのであれば、受領義務の発生が認められるのはどのような場合か（換言すると、どのような事実があると受領義務が発生するのか）が問題となるわけであるから、あてはめの部分において、事実を適切に評価することが求められる。

他方で、学説上は、債務不履行責任説が有力に主張されている。かかる見解に立脚する場合には、判例の立場を踏まえつつ（この論述を欠くと、「判例を知らない」と評価される。）、自説についての説得的な論証が求められる。

なお、あてはめの部分においては、受領義務・引取義務についての検討をするだけでは足りない。あくまで、法律要件全てが充足しているか否かの検討が求められることに注意すべきである。

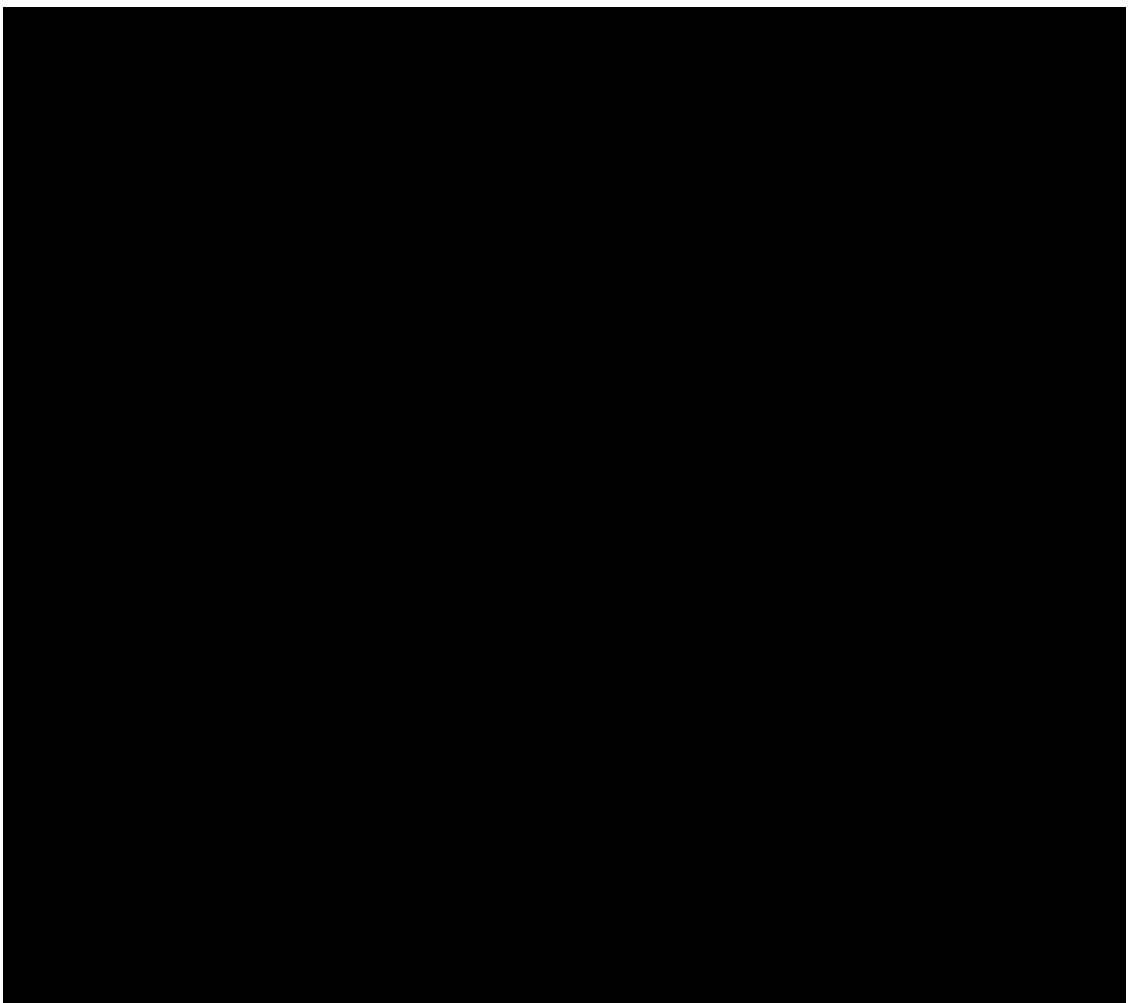
2-3-5 結論（5点）

以上の検討を踏まえて、自らの結論を示すことが求められる。なお、いずれの結論に立ったとしても、採点上の差はつけていない。

3 期末試験の答案についての講評

3-1 全体を通して

成績評価の上で、相当な差が見られた。成績上位者は、何の問題なのかを的確に把握し、しっかりとした論述を展開しており、満点に近い点数を獲得している受講生もいた。これに対して、成績が下位の者は、何の問題なのかを把握できておらず、結果として、的外れな論述に終始してしまっている。後者に属する受講生については、① どのような事例において、② どのような制度・条文が適用され、③ どのような点が法律上問題となり、④ ③の問題点について、判例や学説がどのような見解を提示しているか、という基本的な勉強を積み重ねるべきであろうと思われる。



3-4 【設問3】について

☞ 債務不履行に基づく損害賠償請求権の要件をきちんと挙げている答案がおおかったが、この点は大変に良かったと思われる。日頃の学習が正しくできていることの証左であろう。

☞ が、「F社が丙の受領を拒んだことを理由に」損害賠償請求をしているという点を

完全に見落している回答が多かったのは意外である。債務不履行を考える際には、「どの債務が」不履行であると主張されているのかを確定する作業が必要不可欠であって、具体的な事案において、曖昧模倣とした「債務」の不履行を論じてても無意味である。事実関係や問題文に照らして、どの「債務」を問題とすべきなのかを常に意識すべきであろう。

